

第 78 号

令和 8 年度山梨県営電気事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度山梨県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度山梨県営電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 電気事業費用	7,320,228 千円	△ 98,032 千円	7,222,196 千円
第 1 項 営業費用	5,420,511 千円	△ 120,032 千円	5,300,479 千円
第 3 項 事業外費用	1,894,244 千円	22,000 千円	1,916,244 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 3,628,113 千円」を「不足する額 2,601,813 千円」に「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 517,840 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 424,540 千円」に「建設改良積立金 541,163 千円」を「建設改良積立金 385,436 千円」に「過年度分損益勘定留保資金 777,273 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 0 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	7,385,330 千円	△ 1,026,300 千円	6,359,030 千円
第 3 項 水力発電設備改良費	3,147,859 千円	△ 1,026,300 千円	2,121,559 千円

第 4 条 予算第 5 条に次の 1 項を加える。

2 継続費の年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1	電気事業費用	1 営業費用	琴川系発電所 リプレース 事業	208,876 千円	令和 5 年度		208,876 千円	令和 5 年度	
					令和 6 年度			令和 6 年度	
					令和 7 年度	22,000千円		令和 7 年度	22,000千円
					令和 8 年度	186,876千円		令和 8 年度	66,844千円
								令和 9 年度	120,032千円
1	資本的支出	3 水力発電 設備改良費	琴川系発電所 リプレース 事業	1,476,200 千円	令和 5 年度		1,476,200 千円	令和 5 年度	
					令和 6 年度	130,900千円		令和 6 年度	130,900千円
					令和 7 年度	266,200千円		令和 7 年度	266,200千円
					令和 8 年度	1,079,100千円		令和 8 年度	52,800千円
								令和 9 年度	1,026,300千円

第 79 号

令和 8 年度山梨県営温泉事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度山梨県営温泉事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度山梨県営温泉事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「不足する額 38,575 千円」を「不足する額 61,499 千円」に「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 99 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,183 千円」に「建設改良積立金 27,500 千円」を「建設改良積立金 48,340 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	38,585 千円	22,924 千円	61,509 千円
第 1 項 温泉事業設備改良費	38,585 千円	22,924 千円	61,509 千円



第80号

令和8年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度山梨県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度山梨県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 建設改良費	2,215,771 千円	798,021 千円	3,013,792 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,943 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 55,860 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 964,009 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 958,092 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,210,584 千円	798,021 千円	3,008,605 千円
第1項 企業債	404,000 千円	222,000 千円	626,000 千円
第2項 国庫補助金	1,269,165 千円	385,445 千円	1,654,610 千円
第3項 市町村負担金	470,706 千円	192,285 千円	662,991 千円
第4項 他会計補助金	66,713 千円	△ 1,709 千円	65,004 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,224,536 千円	798,021 千円	4,022,557 千円
第1項 建設改良費	2,215,771 千円	798,021 千円	3,013,792 千円

第4条 予算第5条に次の1項を加える。

2 債務負担行為の期間及び限度額を次のとおり変更する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
国庫補助峡東流域下水道建設事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	336,000千円	令和9年度	384,000千円
国庫補助釜無川流域下水道建設事業について請負契約を締結すること。	令和9年度から令和10年度まで	320,000千円	令和9年度から令和10年度まで	350,000千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	404,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期	626,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期

			直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。			直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	404,000 千円				626,000 千円			

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)

1,398,323 千円

(補正予定額)

△ 1,709 千円

(計)

1,396,614 千円